

第3次 土浦市地域福祉計画

あたたかい ふれあいのあるまちづくり

概要版



平成30年3月
土浦市

1 計画策定の背景

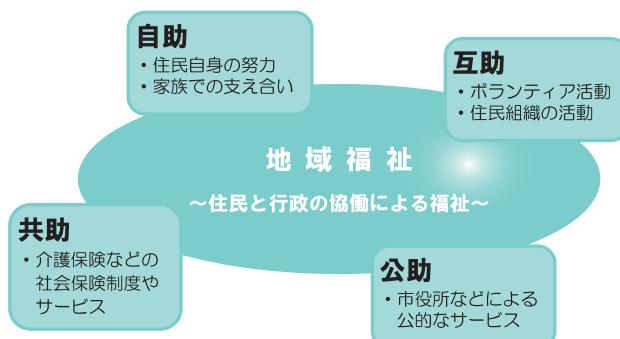
少子高齢化の進行や家族形態の変化、人々の価値観の多様化などを背景として、地域住民同士のつながりや助け合いの希薄化など地域社会のあり方は大きく変化しています。

多様化・複雑化する生活課題に対応していくためには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。

そのため、町内会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、社会福祉事業者、NPO法人等の市民活動団体、民間事業者、さらには住民一人ひとりが担い手となり、地域における人々の様々な生活課題に地域全体で取り組んでいく必要があります。

2 地域福祉とは

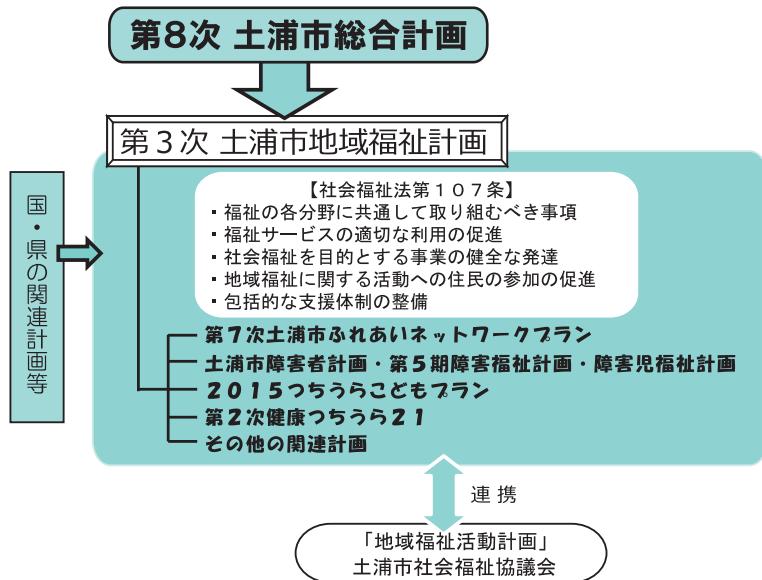
地域福祉とは、子どもから高齢者まで、障害がある人もない人もすべての人が住み慣れた地域で、いきいきと自立した生活が送れるよう、日常生活における様々な生活課題について、「自助」、「互助」、「共助」、「公助」が適切に分担・連携することによって解決するための取組みやしくみをいいます。



3 計画の位置づけ

本計画は、「第8次土浦市総合計画」を上位計画とし、福祉・健康分野の個別計画を横断的に結び、今後の施策を展開していく上で柱立てや推進の基本事項を定めるとともに、福祉各分野の共通事項を記載した上位計画として位置づけます。

また、社会福祉協議会を中心となって策定する民間の地域福祉活動計画と相互に連携・補完し合う関係となります。



4 計画の期間

本計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間を計画期間とします。

5 第3次土浦市地域福祉計画に向けた重点課題

本市における地域福祉を取り巻く現状、市民アンケート結果及び地域福祉住民懇談会の結果等から、今後、取組を強化する必要がある重点的な地域福祉課題を次のとおり整理しました。

1 包括的な支援体制の構築

高齢化や人口減少の急速な進行を背景に、地域でのつながりが弱まっており、「社会的孤立」や「制度の狭間」など対応が困難なケースが増加しています。多様化・高度化する福祉ニーズに応えていくため、生活上の困難を抱える方を地域全体で支え合う包括的な支援体制を充実させていくことが求められています。

2 適切な情報の提供

行政をはじめ、社会福祉協議会やNPO、ボランティアなどが様々な活動をしても、福祉サービスを必要としている人たちに情報が届かなければ、利用には繋がりません。福祉サービスの利用者が、必要なサービスを自ら選択することができるようになるため、効果的な情報提供が求められています。

3 避難行動要支援者に対する支援

避難行動要支援者が災害時により安全に避難できるよう、対象者全員の名簿登録とともに、避難・誘導体制について検討し、整備を図ることが必要となっています。また、地域の支援体制を構築するとともに、有事の際に住民同士が助け合うことができるよう、地域コミュニティの活性化を支援していくことが求められています。

4 子どもや高齢者、障害のある人等の人権尊重と権利擁護

地域社会から一切の人権侵害をなくすため、これまで以上に虐待の防止に取り組んでいくことが求められています。また、認知症高齢者等の判断能力が不十分な方が、適切に福祉サービスを利用し、住み慣れた家庭や地域で自立した生活を送ることができるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発が必要となっています。

5 ともに支え合い、ふれあいのある地域づくり

高齢化により、多くの人の生活の中心は職場から地域に移り、生活の基盤としての地域の重要性が一層高まる中、住民同士の「つながり」を再構築し、ともに支え合う地域づくりを推進していくことが求められています。そのためには、気軽に地域活動に参加できるような環境づくりや住民間の連帯意識の醸成に取り組んでいく必要があります。

6 ボランティア活動の振興

ボランティアなど地域住民の自主的な活動を促進するためには、住民一人ひとりが地域や福祉に関心を持ち、関わりを持つような地域づくりや地域福祉の「互いに助け合い、支え合う」意識を高めることが重要です。ボランティア活動に意欲的な住民を実際の活動につなげていくために、ボランティア活動に関する情報の提供や活動に参加しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

6 基本理念

本計画の基本理念を次のように定めます。

あたたかい ふれあいのあるまちづくり

人と人とのふれあいを大切にし、いつでも誰かに支えられ、また誰かを支えることができるような、思いやりのあるあたたかいまちを目指します。

本市が目指す「あたたかい ふれあいのあるまち」は、国が実現を目指す「地域共生社会」と共通の理念に基づいています。

7 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を定めます。

基本目標1

参加と協働によるまちづくりへのチャレンジ

住民の主体的な地域福祉活動への参加を基本にして、住民・地域・行政機関等が適切に連携・協働し、包括的な支援体制の構築を図ります。

また、世代間の交流や地域活動を通して地域コミュニティの活性化を図るとともに、意識の啓発や市民活動団体への支援により協働の仕組みづくりを推進します。

基本目標2

人を育てるまちづくりへのチャレンジ

福祉教育や福祉意識の啓発を推進し、地域福祉の「お互いに助け合い、支え合う」意識を高め、地域社会に福祉のこころを育てます。また、民生委員・児童委員活動やボランティア活動の充実を促進し、地域福祉を推進する人材の育成を図ります。

基本目標3

安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ

福祉情報の提供や相談業務を充実させ、必要な人が適切な福祉サービスを受けられる体制を整備するとともに、福祉サービス事業者の健全な育成を促進し、福祉サービスの質の向上を図ります。また、バリアフリー・人権尊重・権利擁護など、地域社会で生じる様々な課題に取り組み、誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

8 施策の体系の一覧

基本理念の実現に向けて、次の施策体系で事業を推進します。

基本理念

基本目標

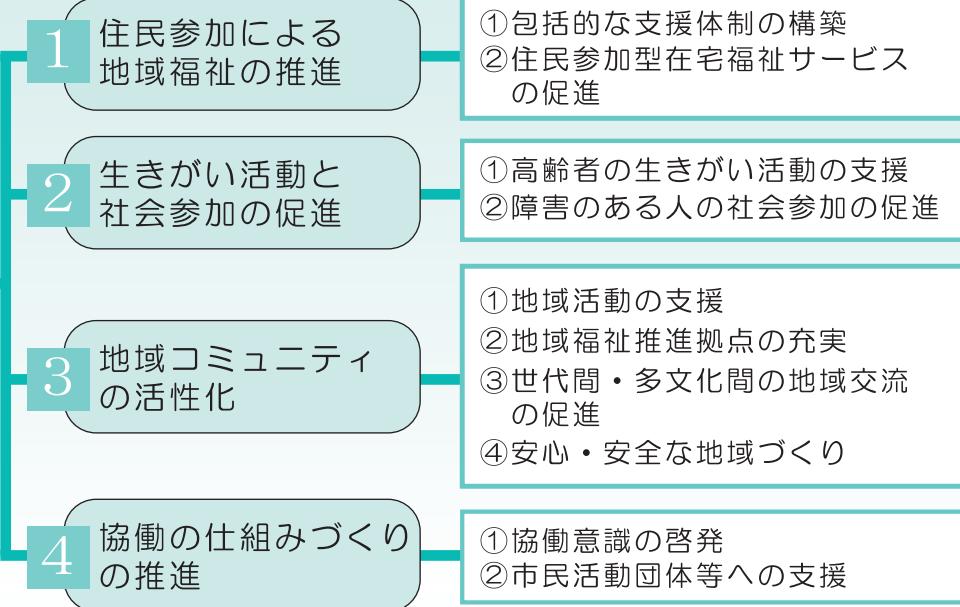
施策の方向

基本施策

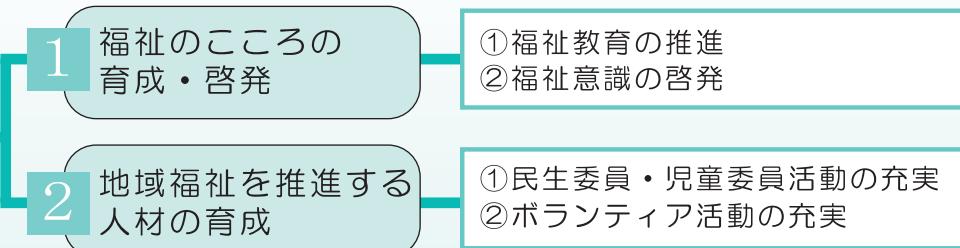
あたたかい

ふれあいのあるまちづくり

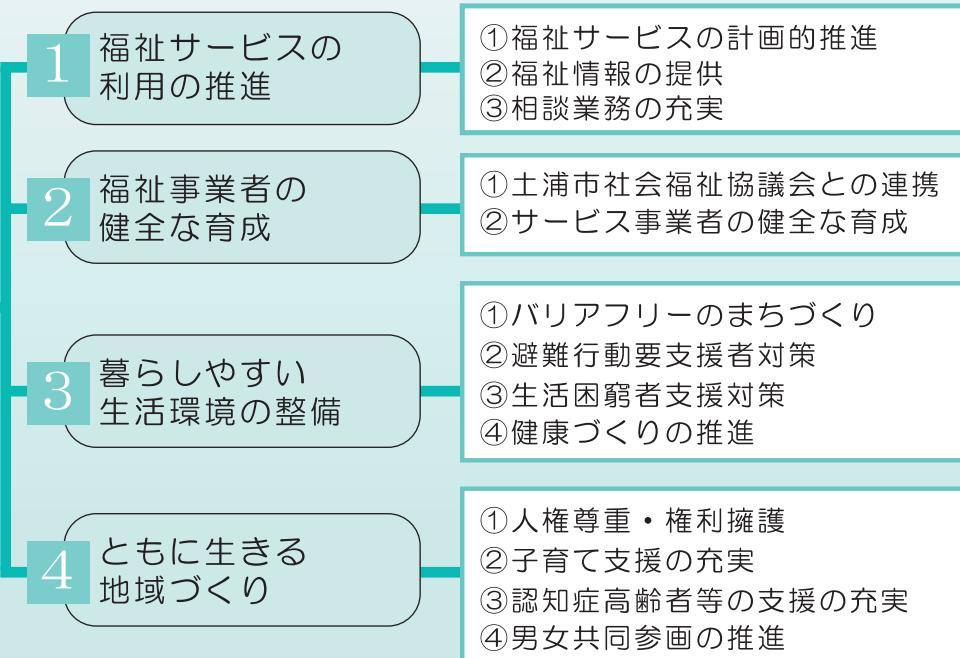
1 参加と協働による
まちづくりへの
チャレンジ



2 人を育てる
まちづくりへの
チャレンジ



3 安心して暮らせる
まちづくりへの
チャレンジ



9 施策の展開

本計画の施策を次のように展開していきます。

基本目標1

参加と協働によるまちづくりへのチャレンジ

～住民・地域・行政が協働して思いやりのあるまちづくりを推進します

1 住民参加による地域福祉の推進

住民の主体的な地域福祉活動への参加を基本にして、住民・地域・行政機関等がお互いに役割と特性を理解しつつ、協働することにより地域福祉を推進します。

- ①包括的な支援体制の構築
- ②住民参加型在宅福祉サービスの促進

2 生きがい活動と社会参加の促進

高齢者クラブへの支援や就労の場の提供等によって高齢者の生きがい活動の支援を図るとともに、就労支援やスポーツ活動によって障害のある人の社会参加の促進を図ります。

- ①高齢者の生きがい活動の支援
- ②障害のある人の社会参加の促進

3 地域コミュニティの活性化

地域活動の支援や地域福祉推進拠点の充実に加え、世代間の地域交流を通して、地域住民相互のふれあいを促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

- ①地域活動の支援
- ②地域福祉推進拠点の充実
- ③世代間・多文化間の地域交流の促進
- ④安心・安全な地域づくり

4 協働の仕組みづくりの推進

ワークショップやシンポジウムによる協働意識の啓発や市民活動団体等への支援により、協働の仕組みづくりを推進します。

- ①協働意識の啓発
- ②市民活動団体等への支援



基本目標2

人を育てるまちづくりへのチャレンジ

～地域社会に福祉のこころを育て、ふれあいのあるまちづくりを推進します

1 福祉のこころの育成・啓発

福祉教育を推進し福祉のこころを育成するとともに、福祉情報の提供によって福祉についての理解を促進し、意識の啓発を図ります。

- ①福祉教育の推進
- ②福祉意識の啓発

2 地域福祉を推進する人材の育成

民生委員・児童委員活動の充実に加え、ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動の裾野を広げ、地域福祉を推進する人材の育成を図ります。

- ①民生委員・児童委員活動の充実
- ②ボランティア活動の充実

基本目標3

安心して暮らせるまちづくりへのチャレンジ

～福祉サービスの充実で住みよいまちづくりを推進します

1 福祉サービスの利用の推進

福祉サービスを必要とするすべての人が、質の良いサービスを利用することができるよう、計画的に基盤整備を図ります。特に、分かりやすい情報提供に努め、利用しやすい相談体制の構築を図ります。

- ①福祉サービスの計画的推進
- ②福祉情報の提供
- ③相談業務の充実

2 福祉事業者の健全な育成

福祉サービスの評価や事業者情報の公開等によって、福祉サービスの質の向上を図り、福祉事業者の健全な育成を促進します。

- ①土浦市社会福祉協議会との連携
- ②サービス事業者の健全な育成

3 暮らしやすい生活環境の整備

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが快適に暮らせるバリアフリーのまちを目指すとともに、災害時に支援を必要とする方や生活に困窮している方が暮らしやすい生活環境の整備を図ります。

- ①バリアフリーのまちづくり
- ②避難行動要支援者対策
- ③生活困窮者支援対策
- ④健康づくりの推進

4 ともに生きる地域づくり

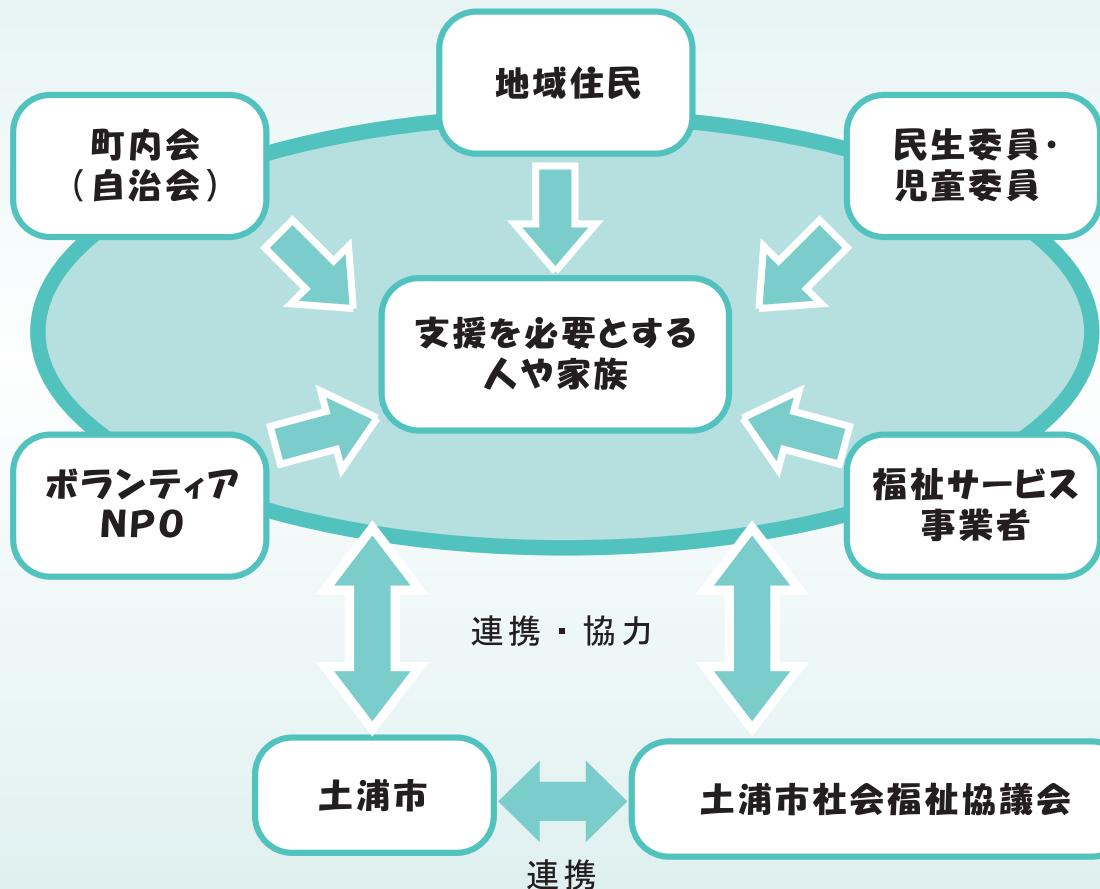
誰もが安心して暮らせるように、高齢者や障害のある人、子ども等一人ひとりの人権が尊重され、誰にとっても住みよい地域づくりを推進します。

- ①人権尊重・権利擁護
- ②子育て支援の充実
- ③認知症高齢者等の支援の充実
- ④男女共同参画の推進

計画の推進にあたっては、計画を市民に広く周知するとともに、各年度において計画の進捗状況を把握し、その後の取組の改善や充実に反映させます。

また、市や社会福祉協議会だけでなく、地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO、町内会（自治会）、福祉サービス事業者等の担い手と協働により、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

イメージ図



土浦市イメージキャラクター つちまる

第3次土浦市地域福祉計画 概要版

発行：平成30年3月 土浦市
 編集：土浦市保健福祉部 社会福祉課
 〒300-8686 茨城県土浦市大和町9番1号
 電話：029-826-1111(代表)